Keio Associated Repository of Academic resouces

kelo Associated Repository of Academic resources	
Title	初期フランシスコ会の教団組織について
Sub Title	On the principle of constitution in the early Franciscan order
Author	坂口, 昂吉(Sakaguchi, Kokichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.4 (1975. 6) ,p.13(365)- 37(389)
JaLC DOI	
Abstract	This essay intends to show what kind of ideal animated the constitution in the early Franciscan Order. In order to solve this problem, we must above all examine the writings of St. Francis of Assisi, especially the First and Second Rulus of his Order. According to these documents, we can find the names and roles of officials in his Order, e.g. a general minister, a provincial minister, a custodian and a guardian. But it seems strange to us that their functions, competences and statuses are too vague. It seems to us that, among them, only the general minister has a clearly definited status and authority. Besides, his power and competence has no limit except for the revision of the Rule of Order. Therefore, some people might say that the general minister had almost absolute power and the early Franciscan government was a kind of dictatorship. It is true that the early Franciscans were exposed to such a peril. However, St. Francis of Assisi and his true followers strongly hated such an absolute power within the constitution of their Order. Then, we must ask the reason why St. Francis conceived those Rules in which the peril to dictatorship originated. At first, we must notice that St. Francis and his followers renounced not only to the world and its properties but also to their legal status in the civil and ecclesiastical society. Following up such a heroic ideal, they could not form such corporation as a judicial person in its strict sense of the word, For this reason, when St, Francis and his followers drew up the Rules of their Order, they intentionally avoided the strict legal words. The result of this was that they could not make the clear legal provision which would have kept off the peril of tyrany. In other words, Franciscan Order was not any legal corporation but a frateral congregation of strangers and pilgrims who all had no legal privileges at all. Therefore, theoretically speaking, not only the general minister but also any official in Franciscans could not have any legal power as to their colleagues,
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19750600-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期フランシスコ会の教団組織について

坂口昻

吉

序

境とも著しい対照を示している。本稿ではこの点に関し、聖フランシスの自筆文書中、特に会則(Regula)を中心に検討 干の研究者の間に多少の異論はあるにせよ、承認されてよいであろう。けれども、それが、従来の修道会とはおよそ性格 托鉢と労働に生計を依拠し、巡歴説教に従事したことにあるが、一方、会内の教団組織においても著しい特色を示した。 を異にするものであったことも否定できまい。その相違はむろん、独自の清貧理念にあり、特に修道院共有財産を抛棄し この会内の社会構造と社会関係は、従来の修道会のそれと異なるものであると同時に、 フランシスコ会がすでに創立者アシジの聖フランシスの在世時代から、教会内の修道会的傾向を示していたことは、若 当時の封建的ないし市民的社会環

してみたい。

初期フランシスコ会の教団組織について

bullata) と、一二二三年に「公布された会則」(Regula bullata) がある。前者は「第一会則」(Regula prima) 後者は

聖フランシスの手に成る 会則のうち、現存のものは、一二二一年の「公布されるに 到らなかった 会則」(Regula non

(三六五) 一三

書かせた。そして主なる教皇が私に認可を与えて下さった」と書いているものがそれであり、ここで「教皇」とは当然イ書がせた。そして主なる教皇が私に認可を与えて下さった」と書いているものがそれであり、ここで「教皇」とは当然イ 要な言葉を織り混ぜてイノセント三世に提出したとのべていることである。 ス)は聖なる改心のためにどうしても必要な他のわずかなこと(pauca alia)を挿入した」だけだとのべている。さらに決 ないし一二一○年の会則に関するツェラーノのトマスの「第一伝記」三二節の敍述も、聖書の句の中に ンシスが、「遺言の書」(Testamentum)の中で、「私はそれをわずかな言葉で(paucis verbis)簡潔に との相違を明確にしてくれるものである。 定的なのは Matthaeus Paris が聖フランシスは原初の会則を一葉の紙片の中に(in schedula)福音の章句の行間に必 「第二会則」(Regula secunda)とも称せられる。しかし、これは多少誤解を招きやすい名称である。なぜなら「第一会 セント三世のことである。一二二一年の「第一会則」は、この一二〇九年ないし一二一〇年の原初の会則と到底同一物 が厳密な意味で最初の会則ではなく、すでに一二〇九年ないし一二一〇年に書かれたものがあるからである。 第一に 「第一会則」は「わずかな言葉で簡潔に」書かれてなどいないからである。 これは、かなりな長文にわたる「第一会則」 その上、一二〇九年 一彼 (simpliciter) (聖フランシ 聖フラ

の原初の会則は失われてしまった。 この原初の会則が「第一会則」の中にどの程度まで生かされているかすら確言しえないのが現状である。 もっとも近年になって、 この原初の会則を再現する試みもなされているが、これまでのところ成功していない。 したがって残念ながら、フランシスコ会の原初の生活理想を知る手段もな わけ

条文を起草するというより、自らの聖なる願望と兄弟たちへの霊的勧告という態度をとっているため、 に記すところによれば、 規律が 般に会則の作製は、 「第一会則」の中に収録されたことはありうる。 フランシスコ会は年に一度総会を開き、 フランシスコ会士の成員の増大によって促されてきた。Jacobus Vitriacensis が一二一六年十月 しかし、 規律を定め教皇の認可をえている。 聖フランシスは、この会則を作製した際に、 ここで定められた新 上述の既成の条文

因みに、 求められるかもしれない。 どないからである。この点からも、 のまま記憶していたというようなことではなく、むしろ聖書の真髄を身をもって把握していたということであろう。 聖フランシスが聖書をよく読み、字義通りにそれを実践したということは事実であろうが、それは、彼が聖書の字句をそ を端的にあらわし、 て「第一会則」は、 した人物 に対し、かなりの附加や修正が加えられたものと考えられる。 聖フランシスの著作はともかく、その諸伝記の中で、彼が聖書の章句をそのまま引用して訓戒をたれた例は殆ん 聖フランシスの聖書に関する深い造詣を力説する学者もあるが、これにはある条件を附さねばなるまい。 Caesarius de Spira に、自ら起草した単純な言葉を福音の章句で修飾するよう委嘱したといわれる。 彼と一身同体となって作業した Caesarius の諳んずる福音の章句がこれを表現したものといえよう。 既成の条文と大幅に異なるものであったことは間違いない。むしろ、それは聖フランシス個 彼の聖書の字義通りの実践の中に、およそパリサイ人や律法学士的臭みのない理由 しかも Jordanus de Ianoの年代記によれば、 人の意図

暮れさせたものと考えられる。したがってこの会則が、教皇庁の認可を受けられず遂に公布されずに終ったのも、 にみられる制度的規範が全く欠除しており、 会則の価値があるのであるが、まさにその故にこそこの会則は欠陥を含んでいたのである。そこには、ベネディクト会則 会士の成員の増大から後年生じた制度化や清貧理想の緩和という障碍を殆んど蒙っていないと考えられる。それ故にこの 会当局者の圧力によるというよりも、フランシスコ会の内部事情によるところが大であろうと考えられる。 それはともかく「第一会則」は、聖フランシスの大胆な理想主義を自由に展開したものであるといわれ、 聖フランシスの個人的感化の充分に及ばない地方の管区指導者たちを途方に フランシスコ 単に教

教皇ホノリウス三世は、 との会則の全文は、 一二二三年一一月二九日、教書 Solet annuere で、最終的会則すなわち「第二会則」を認可 教書の中に含まれており、 その原本は、 アシジの Sacro Convento に保管されている。ここ

録すべく私にお与えになった(dedit mihi)」といっている。ここでいう「会則」を原初の会則ないし「第一会則」と解す。 をえて自ら書いたといっているのである。 ここにいわれる「会則」とは「第二会則」にほかならないであろう。そしてこの「第二会則」を聖フランシスは神の助力 管区会で朗読された会則は、原初会則や「第一会則」ではありえず、まして後者が決して簡潔なものではないとすれば、 われているからである。すなわち「遺言の書」が著わされたのが一二二六年九月ないし十月であるから、その頃の総会やわれているからである。すなわち「遺言の書」が著わされたのが一二二六年九月ないし十月であるから、その頃の総会や べきである。そして彼らが開催するすべての会合において、会則を朗読する時、ともにこの言葉を読むべきである」といい。 ることは当をえていない。なぜなら、そこで「彼ら(会の指導者たち)は会則と共に常にこの書(「遺言の書」)を携える で問題になるのは、 (Dominus) は「会則」とこの言葉(「遺言の書」)を「簡潔かつ 明瞭に(simpliciter et pure)に敍述し記 果して聖フランシスがこの「第二会則」の起草者であろうかという点である。彼は「遺言の書」の十

ンシス) ランシスの会則作製に協力したということになる。このことは、 の中で「上述の会則起草の際にも、その教皇認可を得た際にも、私はまだより下位の職にあった時であるが、彼 けれどもここになお問題が残っている。すなわち、教皇グレゴリウス九世は、一二三〇年九月二八日教書 見矛盾するように思われる。 に助力した」とのべている。 すると、グレゴリウス九世はまだオスティアの枢機卿ウゴリノであった当時、 聖フランシスが自ら起草したという「遺言の書」の告白 Quo elongati (聖フラ

少し前のものとされている。その中で聖フランシスは「大罪を犯したものについて扱っている会則の全条項については らくエリアスにあてて書いたものとされ、一二二一年以降の作であることは確実で、一二二三年聖霊降臨の総会開 ここで参考になるのは「ある上長宛書簡」(Epistra ad quendam ministrum)である。これは、 御助けによりつつ、聖霊降臨の総会の際に、兄弟たちの助言をえつつ(cum consilio fratrum)定めるであろう。 聖フランシスがおそ

法的誤まりを含まない。その上、法規が比較的厳密で当時の法律用語に適合しており、 も容易に裏づけられる。そのラテン文は、聖フランシスの他の著作にみられるものよりはるかに流暢で、生硬な表現や文 保護枢機卿であったウゴリノの協働による作品とみてよかろう。 はない。 といっているのである。この文章で、 の最終段階にあたるものなのである。それ故、 むしろ聖フランシスと共に総会に出席した会士たち、さらには教会当局の代表であると同時にフランシスコ 聖フランシスは総会の立法権を認めているが、特にその総会とは 現存の「第二会則」は、 かかる推定は、この会則の内容を分析することによって 聖フランシスのみの手に成るものと考えるべきで 個々の条文も体系的に整理されて 作製 会の

いる。これは、

以前の「第一会則」においては全くみられない特色である。

とか兄弟シルヴェステルや聖クララの助言を通じてえたという。然りとすれば「第二会則」起草に際しても、兄弟たちの(3) 成されたものである。したがって彼が ていることである。ところが「遺言の書」の八章は、 17 助力や、 大な転機において、 いったとしても、 あろうか。ただここで考うべきは、 この句が、 な無条件の独創性を読みこむことの方が、むしろ不自然だといえるのではあるまいか。 では、 枢機卿ウゴリノの助言を受けながら「主が私に与え給うた」と銘打つことは至極当然ともいえるのである。 聖フランシスは、助力者と恊働の作品を、なぜ「主が私に与え給うた」(Dominus dedit mihi)といったので ヴルガー 特に不審の念を抱く必要はないと思われる。伝記作者たちの証するところによれば、 神の啓示を、単に福音の章句から受けた感銘や内的な霊感を通じてのみならず、アシジの司教の決定に タ訳聖書に源を発し中世においてしばしば用いられた慣用句である点を考え併せれば、そこに近代 聖フランシスが 「第二会則」についても、 「第一会則」のみでなく「遺言の書」についても、 聖フランシス個人の作ではなく、幾人かの兄弟たちの協働をえて完 協力者と共に起草したものを「主が私に与え給うた」と 彼はその生涯の重 同様の表現を用 因み

たがって 「第二会則」は、 聖フランシスただ一人の著作であるとはいえない。 むしろそこでは 彼個有の文章表現の

史

音的精神の 的な意図を覆いかくしてはいない。特にこの会則を、 な祈りと道徳的勧めも影を潜めている。 発露に乏しい憾みすらある。 第一会則」と共に中心にして、他の自筆文書や諸伝記を参照することが肝要であると思われるのである。 指標を読みとりうるであろう。 「第一会則」の魅力である詩的な精神の昻揚は、若干の箇所を除いてはみられないし、 けれども、教会法用語や体系的整理や洗練されたラテン文も、 この意味で、 彼の他の自筆文書との関連において読む時、 原初のフランシスコ会の 社会的特性を 探る場合「第二会則」 彼独自の理解に基く福 聖フランシスの端

_

定められ、 世期には、 の上長の職権を厳密に規定し、会の運営の機能を円滑化する必要が生じたことは当然である。しかし、聖フランシスの フランシスコ会の社会構成の特色を把えるためには、まずその役職の組織に注目する必要があろう。 そのおおよその権限も定まりかけてはいたのである。 まだ彼のカリスマ的指導が重きをなし、会の役職は未だ萠芽のみしかなかった。だが、すでに幾つかの役職が 会発展と共に、

tatis) れ る²¹。 この役職は、 ていない。 に服従するに到った時、この役職の誕生となったのである。けれども、聖フランシスは、総会長に会の運営を委ねても、 が謙譲の美徳の故に、また急速に巨大化した会を統率する困難に直面して、 会の全体の長として「総会長」(minister generalis) がある。だがこれは「第一会則」においてその と呼ばれてその存在が確認されるだけである。「第二会則」において初めて minister generalis 両会則共に規定していることであるが、彼は教皇庁に従順を捧げ、また全会士は彼に服従する仕組みになっている。 ただ「修道会の長」(caput religionis) とか「全兄弟会の長かつ僕」(minister et servus totius fraterni-制度化される以前、 聖フランシス自身が会の中で務めていた地位に由来するものとみてよい。聖フランシス 指導的地位を有能な会士に譲り、 名称が 挙げられ の名称があらわ

聖フランシス在世時期において、総会長が絶対的権限を行使しえない立場にあったことを推測せしめるものであろう。 うべしとのべ、 ている。「遺言の書」においても、自らの末期の戒命の厳守を総会長を含めた全会士に求めている。 頭に、聖フランシスは「兄弟フランシス及びその後継者たちに」(fratri Francisco et eius successoribus) (Epistola ad capitulum generale) とおいて、 自らの原初の理想を曲げることだけは許さなかったようである。 自らの名をまず記して、己の根本的な指導権を保障することを忘れなかった。 彼は他の長たちと共に総会長もまた、この書簡の戒命を遵守せよとのべ 一二二六年の初頭に書かれたと思われる「総会宛書簡 これらのことは、 また両会則ともその冒 全会士が従

provinciales)と、「準管区長たち」(custodes) 全体が「総会長」を無能と認めた場合、 総会長の任命について「第一会則」は触れていない。だが「第二会則」では、 聖霊降臨の総会で廃位させることができると規定されている。 が後継者を選出するよう定められている。また同会則では、 前任者の死後、 「管区長たち」(ministri 上記の人々

限は会則に明記してある事項以外に、多岐に及んだものと推測される。 規的体裁は整えてはいるものの余りに簡潔にすぎる会則以外に彼を制約するものはなかった筈である。 ンシスの在世期における精神的権威が彼の職権に制肘を加えることはあったかもしれない。 の大きさは容易に察しがつくのである。 総会長の権限は、 初期とくに一二四〇年以前においては、 かなり広汎なものであったと思われる。 だが会則に記されている事項だけでも、 しかしそれを除けば、 前述の如く、 その意味で彼の権 彼の 聖フラ 応法 職権

最終の決裁が彼に委ねられている。(3) とになっているが「第二会則」では総会長に属する職務とされた。 第一に、 時と場所を決定するのは彼である。 両会則とも、 聖霊降臨の総会は総会長が召集すると定めている。そしてこの総会は三年毎に開催されるのであ 第四に総会長のもつ下位の役職者に対する任命権がある。 第二に、 説教者に対する試験および任命は 第三に 「第一会則」では、 「第一会則」 会士の上長に対する不満の 「遺言 では、 の書」では修院長に 管区長が行うと

対する任命権が明記されているが「第一会則」から管区長に対する任命権も保持していたことが想定される。(32)

ず、当然すべての上長に対しても該当する禁止条項である。 ならないこと、及び会士の霊的生活の内容に干渉してはならないことである。これは総会長に対して禁じられるのみなら(33) 会則に記されている総会長の権限に対する制限は「第一会則」と等しく「第二会則」においても、 会則の制定をしては

とあるのみで「第二会則」に到って初めて確定している。けれども「第一会則」において、彼らが個々の管区(provincia)(35) todes)、修院長たち(guardiani)が選挙で決められることを定めた、と記されている事実からも裏打ちされよう。 る。この点から、管区長の在職期間は、総会長が任意に決めたものと推測される。またこのことは、Jordanus de Jano の年代記の六五章に、一二三九年の総会で、総会長エリアスの専横に反対して、長たち(ministri)、属管区長たち(cus-かえない。「第一会則」によれば、長(minister)はその職務を私すべきでなく、命あれば文句なしに辞任せよといわれてい に対してもっていた指導権は明瞭であるので、すでに一二二一年において管区長という役職が整っていたと考えてさしつ 総会長に次ぐ役職は、「管区長」(minister provincialis)である。この名称も「第一会則」ではただ「長」(minister)

況を示唆するものであろう。 慮せよと指示されている。これらの記述は、 と「第二会則」において、各会士たちは、 「第一会則」によると、管区長は個々の会士を自らの管区内の諸修院に配属させる権限をもっていた。また「第一会則」 種々の困難、すなわち衣食に窮したり、霊的生活の危機に直面した場合には 初期のフランシスコ会において、管区長が会士たちの直接の上長であった状

れていたことを暗示する。ただしそれが如何なる種類の罪か、また許しの規定がどのように定められていたのかは不明で このように管区長は特に大罪を犯したものを保護せよと命ぜられている事実は、 彼らがある種の罪を許す権限を与えら

ある。また「第一会則」と「遺言の書」は、管区長に対し、会則を無視した会士について報告を受け、自らの下に出頭さ せることを命じ、また両会則共にこの義務遂行を容易に果しうるよう「巡察すべし」(visitent)と義務ずけている。さら(st) て考える時、初代における管区長の任務の重大さに比しその地位の不安定性を示すものといえよう。 に注目すべきは「第一会則」によると、管区長の職務遂行は、下位のものによって見守られ、不正を犯す場合は彼らによ って訴えられることになっている。さすがに「第二会則」でこの条項は消失するが、前述の総会長による任命制とあわせの訴えられることになっている。さすがに「第二会則」でこの条項は消失するが、前述の総会長による任命制とあわせ

めうることになっている。第二に「第一会則」では、説教の許可権を管区長に与え、「第二会則」になるとその権が総会長(4) 可の権を管区長にあたえ、しかも「第二会則」では、修練士の着衣を、正当な理由ある場合には会則通りでなく彼らが定(40) に限られるようになるのであるが、それでも布教団の選抜試験およびその派遣は依然として管区長の撑中にある。第三に(3) 「第二会則」によれば、彼らは管区会召集権をもっているのである。(ほ) だが、管区長の権限は、その管区内ではかなり広汎にわたっている。第一に、「第一会則」、「第二会則」ともに、入会許

でる権を、総会長と連帯でもっているのである。 総会において新しい総会長を選出する権利をもっている。その上、彼らは会全体の保護枢機卿の任命について教皇に願い(ロロ) 「ある上長宛書簡」によれば、総会を通じてのみにせよ、彼らは会全体の運営に参与することを認められている。さらに(w) 「第二会則」になると、管区長は、総会長が死亡した場合、また彼らが準管区長と一致して彼を不適任と判定した場合、 会全体の指導についても、管区長はその同僚と連帯を組んだ際にかなりの権をもっていた。「第一会則」、「第二会則」、

点も、前述のエリアス追放事件以降は変化し、平修士の管区長は認められなくなるのであるが、 きな制度的特色といってよいであろう。 総会長と管区長いずれについてもいえることであるが 「第二会則」では平修士でも就任しうることになっている。(55) 初期フランシスコ会の大

史

その直後にあらわれてくるのである。 が属管区長に与えられている。(8) 質的に変っていない。 た。この役職の名は「ある上長宛書簡」に始めて名をあらわす。(66) んでいる。「ある上長宛書簡」では、大罪を犯した会士の決裁も属管区長に委ねられているが、「第二会則」にその記載(58) 困窮したり特に病苦に悩む会士の世話、 について」(De religiosa habitatione in eremo) によれば、この救霊に対する配慮は、管区長と同じく隠修者にもおよ 管区長に次ぐ役職は、「属管区長」(custos)である。総会長、 そのほか総会長選挙の準備に加わったり、総会に出席したり、属管区を召集したりするような管区長と相似た権限 しかし属管区長は、今日では管区長の代理者であるが、当時は全く異なった任務をもつものであっ ために属管区長の名は、「遺言の書」、「総会宛書簡」、「第二会則」において管区長と併記し、 ならびに会士の救霊のための配慮を引きうけている。 管区長については、多少の変更はあるにせよ今日でも本 「第二会則」によれば、彼らは管区長と等しく、 「隠修所における修道生活 衣食

れは、 る箇所がある。 精通しない聖フランシスが、まだ耳新しい法的呼称を混同して用いたにすぎないと考えられよう。 職者を表現するために用いられていたかの印象を受ける。 属管区長の権限は、 custos の名が挙げられているからである。 Jordanus de Jano の年代記の三○章から三一章によれば、一二二三年三月八日のドイツの管区会で一定の役職と けれども「第二会則」成立以前に、属管区長が役職として固定化したことはまず疑いないようである。そ 当初から明確に規定されていたわけではないらしい。 custos の語は、 したがって、「第二会則」における custos の語の奇妙な使用は、 殊に「第二会則」では確かに総会長の別名としても使われてい ある箇所では、 般に会の 法律に

から、 ら一層明瞭に区別されていったことがわかる。 遺言の書」に、 属管区長が管区長に従属することが明らかとなると同時に、一二二三年から一二二六年の間に管区長が他 罪を犯したものは、 まず属管区長に、 最終的発展段階において、属管区長は、 ついで管区長に委ねらるべきことが規定されている。 管区長に従属し、 管区の一部を指 この記 の役職

導する権限をもつものとなったのである。 この意味で、フランシスコ会初期の属管区長は、 今日における管区長代理とは

全くちがったものであったといえよう。

ある場合には己の判断を修院長に伝達せよ、とのべている。したがって既に一二二三年までに、修院長が一定の役職とな(6) としてでてくる。だがそれより早く「ある上長宛書簡」において、 法であったとは思われない。 べられている。また修院長は総会長により直接任命されるという言及もみられる。 聖フランシスの他の自筆文書も断片的にふれているにすぎない。 れるからである。 会長と修院長の中間にある役職者の存在や、 にふれ、この役が属管区長より下位にあることも示唆されてある。 ていたことは疑いえないであろう。 ていたことは明らかである。 最下の役職として、 その点はいずれにせよ、 修院長(guardianus)がある。これについては、「第一会則」、「第二会則」とも規定していないし、 すでに当時におけるフランシスコ会の管区の拡がりの大きさや、 「遺言の書」では、 修院長が会則に規定されていないとはいえ、 管区会や属管区会のもつ権限等からみて、 修院長が下位のものに対し、 「総会宛書簡」でそれは、 またこの書簡で聖フランシスは、名宛人の上長に対し、 重罪を犯したものが最初に頼るべきものとして修院長 従順の名により絶対的命令権をもつとの ただし、これが修院長任命の唯一の方 当然ほかの任命のしかたも考えら 各会士の直接の上長たる役職にな 属管区長の下に位置する役職 管区長や属管区長という総

ろう。 ちうるであろう。このことは、 かる辞任を要求する権利をもつ下僚は、 会長に対する反感が澍湃として高まるということでもなければ、 上述の如きフランシスコ会の役職の構成を概観する時、 なるほど彼は、 聖霊降臨の総会で管区長・属管区長の総意により辞任に追いこまれることもありうる。 ほぼ同時代のドミニコ会会憲において、各管区に管区長や管区代表の選出権が委ねられて その任免を総会長の手中に握られているのである。 第一に注目すべきは総会長の権限が絶大であるということであ 彼はただ下僚の首のすげかえをするだけでその地位を保 したがって会全体の中から総 けれどもか

史

ある。 則になんら厳密な規定がなく、 めていたと考えてよかろう。第三に少くとも会則から判断する限り、 ニコ会会憲との著しい差異を示すといってよかろう。 の規定がはなはだ曖昧であり、これも管区代表、修院長、 してその構成メンバーや議決方法まで明細に記されているのに反し、 いるのと比較する時、 これもフランシスコ会の制度的不備を示す第二の特色であり、 極めて対象的であるといわざるをえない。またドミニコ会会憲において、総会は最高 わずかに「ある上長宛書簡」にそれが一種の立法・咨問機関であることの示唆あるのみで 修院代表についてその選出方法と権限を明確に定めているドミ 管区長はともかく、属管区長以下の地位とその 場合によれば総会長の専制的支配を生む可能性を秘 フランシスコ会の場合、 その三年毎の召集のほか会 の議決機関と 権限

化は、 ある。 除は、 やがて一二四〇年頃より新たな会憲作製の必要を生む一因となるであろう。 勢いにあった尨大な会士たちを、総会長一人の直接監督下におくことなど到底不可能だからである。 ろ大であったとみてもよかろう。 つ多くの会士たちがあり、しかも会の保護枢機卿ウゴリノも干与していたからである。 (@) いる大集団という印象を与える。 かかるフランシスコ会の構成は、 むしろ聖フランシスの望むところであったろうと推量されるのである。 会の創始者聖フランシスが法律的知識に暗かった故のみでなく、彼独自の社会意識を反映しているとみられるので なぜなら彼自身が法律に暗かったにせよ、会則作製当時の彼の周囲には、 なぜなら、当時すでにほとんど西欧の全域におよび、 しかもその統治組織は極めてルースであって、会士各人の個人的裁量に委ねられるとこ 一応体裁は管区組織をとっているものの、その内実は総会長のもとに直接統轄されて けれどもかかる制度的な不備や法的規制の欠 ボロー したがって会則の法的規範の簡素 しかも東方へも布教団を派遣する ニャなどで学んだ法律的教養をも この無統制の弊害は

ある。 位のものの服従も「霊的愛によって相互に自ら進んで奉仕し服従すべきである」とのべられている。 ネディクト会やクリュニー、 この人々を自己自身の改心と同じように主の賜物と呼んでいるのである。 (R) がかなり明確化した段階になっても依然失われはしなかった。その証拠に「第一会則」 は同位者の愛による結合、文字通りの兄弟関係すなわち fraternitas あるのみである。 書に基く生活形式をおよそ法律的強制など配慮せず簡潔に書きくだしたものであった。 形成してしまったからである。今は失われた原初会則は「遺言の書」から推察すれば、 たといえよう。ところが彼の模範にならって生活しようとする兄弟たちが自然に集まってきてしまった。 かろう。 たのはなぜであろうか。 0) って会が形成されたのではなく、単純な福音的理想に生きる一個人を中心として集まった自由な人々の集団が自ずと会を って原初のフランシスコ会の規範は、聖フランシス個人の生活理想以外になにもなかったであろう。 聖フランシスが、 「第一伝記」からうかがわれる初期の会の性質は、キリスト在世時における使徒たちのつどいに酷似している。そこに(元) 彼はただ自分個人の徹底的な清貧による修道と、 聖フランシスは当初、 その会則の中で多くの福音的勧告を引用しながら、 ここにフランシスコ会が従来の多くの修道会と異なる一つの秘密がかくされているといってもよ シトー、 修道会を創立し自らその会長になるなどという意図はおよそもちあわせていなかったの ドミニコ会などの意図的な修道団体成立史と著しい対照をなすものである。 周囲の人々に対する自由な心情の吐露以外に何も考えていなか 一方制度面で極めて不充分な規定しか行わ この純粋に自然発生的な修道団体の形成は、 五章においては、 したがって、 聖フランシス自身が実践した福音 この原精神は、 というのも会則に則 ツェラーノのトマス 上長と下僚の関係 したがって彼は 上長の指導も下 したが

見当違いだといわざるをえない。 のような弊害が後にあらわれなかったともいいきれぬであろう。 会則の条文を法的観点から解釈するならば、 なによりもまず、 総会長の権限が絶対に近いかの印象を受けるかもしれない。 会の役職は、 封建的支配の顕現ではないことに注 しかし会則の精神に準拠するならば、 目すべきである。 それは途方もな

う。ここで会の上長が「母たち」と呼ばれていることは、ツェラーノのトマスの「第二伝記」において、会そのものがすべて) res minores)と呼ばれるべきである。また互いに相手の足を洗うべきなのである。」このことは、聖フランシスが当時の(マシ) わりの総体ともいうべきものである。 フランシスコ会においては家父長権なく、 味内容が両者において根本的に異なるのである。ベネディクト会においては、家父長的支配の観念が優位を占めているが、(第2) フランシスコ会においても、ベネディクト会的な修道院の家族的社会構成が考えられているにせよ、その家族的概念の意 ての会士たちの共通の「母」(mater)と言われていることと関連して考えれば、一層その意義が明瞭になる。すなわち、「を」 上長と従属者という言葉で表現せず、「母たち」(matres)と「息子たち」(filii)と呼んでいることにも注目すべきであろ ととあわせて味わうべき点であろう。 示す用語を一切許さず、 修道会で上長に用いられた通称、すなわち abbas, prior, praepositus, superior, magister の如き人の上にたつ地位を されているごとく「この生活規範においては、 長は、たとえ総会長といえども対等のものの兄弟関係である fraternitas の外にあるのではない。「第一会則」六章に明記 minister, custos, guardianus また「隠修所における修道生活について」によれば、指導者と一般修士との関係を、 ただ母の慈愛あるのみであって、しかもその慈愛たるや会士相互の慈しみと労 誰も上長(prior)と呼ばれてはならず、すべて例外なく小さき兄弟 の如きもっぱら奉仕者・助力者を示す呼称のみを用いているこ

信仰に基く団体であるという承認にとどまり、 べきいかなる条項も含まれていない。 的規定を欠いているといわざるをえない。その中には、個々の会士はもちろん、会全体の教会法上の地位や特権を保障す コ会のそれは、教皇よりの認可をえ、 第二に会則の性格そのものが、従来の修道会則とはなはだしい相違を示している点に注目すべきであろう。フランシス 一応法的効力をもっているとはいえ、その内容から判断する限り、およそ厳密な法 その意味で会則が教皇の認可を受けたことは、フランシスコ会が異端ではなく正統 いかなる法的保護の下にもない同志の結合たる性格を変えはしなかった。

保持していたからではあるまいか。この点については、すべての会士に対し共通に命ぜられる祈りの規定が、ベネディク(%) ばれた鉄の如き組織でもなく、 えよう。これは、 ト会則と比較する時、異常に簡略であることもその傍証となりうるであろう。すなわちフランシスコ会は、その理想の達の人民) れていた団体といいうるであろう。 成を外的律法によらず、状況に応じつつ各修士の内的衝動にしたがって実現し、ただ相互の兄弟的愛と互助によって結ば フランシスコ会が、一般社会の法秩序の埓外にありながら、さればといって Sekten 的な盟約関係で結 神秘的な霊感に満たされて寄りつどうた自由な独立的個人の集まりとでもいうべき性格を

0 による規制しかない社会にあっては、会士各自に大幅な自由が与えられるのは当然なことである。けれどもこの自由は 「第一会則」および「第二会則」の冒頭にある従順の誓いと矛盾しないであろうか。この疑念に対しては、聖フランシス(%) 上述の如く、対等の兄弟関係という基本概念の故に上長による統率も緩和され、法人格をもたざるが故に微弱な会組織 「兄弟レオ宛書簡」(Epistola ad fratrem Leonem)が明決な解答を与えてくれるので、 次に引用してみたい。

を受けるために私のもとへ来る必要を感ずる場合を予想して、私はあなたに次のように助言します。すなわち、 をうるために私の所に来る必要があるならば、 主なる神の祝福と私に対する従順(mea obedientia)の故にそれを行いなさい。そしてもし、 る方法であろうとも、 「兄弟レオよ、兄弟フランシスはあなたに救いと平和を望みます。したがって私は、母の如く私の息子なるあなたに語 というのは、私たちが折節のべてきたすべての言葉をこの短かい言葉に要約し、今後あなたが助言(consilium) 主なる神の御旨にかない、主の御跡と清貧に従うのにより良いことであるとあなたが思うなら、 レオよ、その時にはいらっしゃい。」(38) あなたの霊魂と他の慰め

対する命令的な口調がいささかもみられない。

この書簡が書かれた

一二二三年頃、

聖フランシスは形式的にはエリアスに

限りない親愛の情が満ちているだけではない。

そこには、

上長の下僚

との書簡にみられる聖フランシスの語調には、

との書簡によれば聖フランシスの平等観は、 対し、全く対等の兄弟として呼びかけ慈しみを示している。 自らの人格とその会を通じて、 はいうまでもない。 裏を示すといってよかろう。 たがって実践することこそ、とりもなおさず聖フランシスと会則に対する従順なのである。これは、たとえ如何なる善業 いう信念に根ざしていることが如実にうかがわれるのである。 総会長の地位を譲っていたものの、 般社会における法的権力に基く封建的身分関係や、 貧しきキリストの招きに直接応えること以外のなにものでもなかったのである。 あるカタリ派が、 会の内外の別を問わず、すべての身分の人に平等に接した。 上長の許可なくして行われた行為は、 団体外のすべての身分の人に平等に接しながら、 聖フランシスは、 従順の徳を説いた聖フランシスではあったが、彼自身が会内の兄弟たちに求めた従順とは、 無意識のうちに封建的・市民的概念に対決していたことは事実である。 会の精神的指導者たる権威は揺がぬものであった。 かかる既存の社会構造を変革する意志など毛頭もっていなかった。(&) すべての会士が己と等しく神に召され霊感を与えられているものである、と 財産の額に基く市民的人物評価と真向から矛盾するものであったこと 做慢の罪をまぬがれぬとする、従来の修道院的従順からの甚しい背 だがこの書簡に潜む深い意味はそれに尽きるものではな したがって、各会士が己に直接語りかける神の声に忠実し 団体内においては厳格な階層秩序を形成したのと対照 このことは、 かかる宗教的平等観の実現は、 当時のもっとも過激な民衆宗教運動で にもかかわらず彼は愛弟子レオに フランシスコ会士 けれども、 当時の

ネディクト会則も、 ほとんどすべての修道院で真の修道士たりうるのは、 ح の独自の宗教的平等観念の故に、フランシスコ会は、 初期のフランシスコ会士の社会的出自は極めて多彩である。もちろん当時の民衆宗教運動の一 奴隷を除きすべての階層に属する人々の入会を認めてはいる。(%) 身分の高いものに限られていたことに注目しなければなるまい。だ 召命を受けた人々を身分の区別なく受け容れた。もちろん、ベ しかし聖フランシスの時代において、 般的趨勢にしたがい、

的であるといえよう。

史

意をもって受けいれるべきである(benigne accipiatur)」との箇条である。この箇条が、正規の入会を示すものか否かに(※) 来るものは誰であろうと、すなわち友であろうと敵であろうと、泥棒(fur)であろうと強盗(latro)であろうと全き好 Johannes Simplex の如き極貧の出のものも含まれている。さらに注目すべきは、「第一会則」七条の「兄弟たちのもとに(87) にいささかの相違も認められないと考えてよいと思う。 tur という用語を使っているところから察すれば、たとえ正規の入会を示すのでなくとも、そこに働いている受容の精神 ついて問題があろう。しかし同じく「第一会則」二条の正規の入会規定に用いられている言葉もやはり benigne accipia-フランシスコ会入会者にも、 貴族・裕福な市民・法律家・教養人・聖職者が多くの割合を占めてはいる。 しかし中には

る地位 う一種の特権身分をすらもたぬものである。 である。 フランシスコ会は、 するものであったのである。この脱社会性の徹底した一側面は、 理解してもよいであろう。 真唯中を流浪しゆくほかなかったのである。 もちろん、 でなければならず、 七章によれば、 以上にフランシスコ会内部の社会構成の原理を考察してきたが、なお会外との関係を吟味する必要があろう。 も特権もなく、 彼らは個人的に財産と社会的地位を抛棄したばかりでなく、修道院共有財産も捨て去り、極言すれば修道士とい 他人に迷惑をかけず生計をうるためでもあるが、 すべての会士が労働の義務を負わされている。(%) 一般社会から隔絶し修道院の壁の中に閉じこもって特殊な修道理想の達成をめざす団体ではないから それも報酬を目的とする賃金契約によるものであってはならない。 不安定な日傭い労働と托鉢のみによりつつ、封建的特権と市民的財産権で固められた苛酷な社会の すなわち彼らは、 このことは、フランシスコ会士が一般社会の中にある脱社会集団であったと 世俗社会の中にありながら、 したがって彼らの進む道は、一人一人が住むに家なく糧を購う財なく身を守 代償を要求しない以上確実に日常の糧をうる保証は しかし、 聖フランシスの労働観のうちにうかがえる。「第一会則」 その労働の種類は肉体労働を主とする賤しいもの それの与える一切の恩恵と保証を自発的に拒否 では何のために働くのか。それは なぜなら t

ったという。 だのである。 察するに余りあるであろう。 れによって霊魂の敵である怠堕を放逐し「聖なる祈りと信仰の炎をかき消さぬために」とある。 炊事場の助手として幾日も働いたが、この修道院長は彼を単なる浮浪者とみなし、 自他共に認める愚者(idiota, simplex)となり、文字通りの下層民(minores) であり、 意味で当時の社会通念から離脱するものである。 しろ労働の目的は積極的に人々に奉仕することである。さらに「第二会則」五章によれば、 第二に市民社会における営利的な賃金労働の拒否である。 ツェラーノのトマスの「第一伝記」は次のような話を伝えている。すなわち、聖フランシスはある修道院で 修道院ですら然りとすれば、この呆気者とその弟子たちに対する在俗聖職者をも含めて俗世間の反応たるや 第一に封建社会において下層民に強制される賤しむべき肉体労働の重視 かかる社会的通念からの離脱の故に、 に属し、辛酸のうちに成聖への道を歩ん 飢えをしのぐに足るものすら与えなか 労働とは神の恵みであり、 かかる労働観は、二重の 聖フランシスは そ

いてのみ、 すら賃金契約を結ぶことを許されぬものが、 中にあって動産も不動産もなく、また安定した身分と結びつく定職につくことを禁じられ、 この必要ある時とはいかなる場合であろうか。 0) で理解さるべきであろう。「第一会則」においても「第二会則」においてもまず労働の厳格な義務づけがあり、 つ巡歴者」 が私たちに与えられない時、 勧めがでてくる。 聖フランシスが、 托鉢は (advenae et peregrinae)として生きるフランシスコ会士の生活理想の尖端を示すものであったのである。 「神の業」なのである。またその故にこそ托鉢は、 托鉢を恥ずることを許さず、むしろ神の業 (opus Dei)として讃美したことも、 しかも「第一会則」では、「必要ある場合には」(cum necesse fuerit)という条件づきである。では 私たちは戸毎に托鉢を乞うて主の食卓に着くべきである」と。 労働報酬を与えられぬ時、 「遺言の書」にその明瞭な答えが与えられている。 俗世の中にありながらその羈絆を離脱し 最後に拠るべき手段なのである。 しかも日傭いの労働につい したがって托鉢とは、 すなわち「労働の代価 上述の如き状況の中 かかる意味 ついで托鉢 「異郷人か 社会の にお 7

は当然であって、 会関係の否定によって成り立つ会である。 と結ぶのを拒否することは、 点であるといえよう。それは封権的特権や市民的財産権はもちろんのこと、およそ一切の権利・義務関係で結ばれる社 上述の如く、 賤しい労働とか日々の糧とかいう人間生存のぎりぎりの線まで、 極言すればそれは真の意味での制度ではなく法的根拠をもたない擬似制度といっても過言でないといえ フランシスコ会独自の特色であると共に、 かかる会の原精神からみれば、 その制度面を考察する場合にも見落しては 偶発的な状況の産物である会の制度が不備 権利や契約の如き法的な関係を一 般社会

民であった。けれども会の成員の増加と地域的拡大は、ある程度の制度化をやむなくした。ここに生じたのが、「第一会則」 ことを拒否するものであった。 原理から離脱し、 であったといえよう。彼らは、 を有する団体ではなかった。というよりも、 ランシスコ会の社会原理から理解するならば、これは甚しい誤解といわざるをえない。 ら充分に整っていない。 不備であるといわざるをえない。 るであろう。 俗社会の中にあってこの理想を実現せんとしたのである。 初期フランシスコ会の制度的構成は、その会則から判断する限り、 結 純粋な兄弟愛に基く平等な修道者の同志的結合を欲していた。 このため、 権力と法的規範に基く封建的秩序にせよ、 しかも彼らは、 各役職の権利義務の規定が曖昧であり、 一見したところ総会長の専制的支配を容認する体制とすら憶測されうる。 一般社会の中における一定の地位を保障する法人格を拒否する人々の集まり 従来の同種の修道団体の如く、人里離れた場所に隠棲したのではなく、 その意味で元来の彼らは、 一応の役職の規定はあるものの、 富に基く市民的秩序にせよ、 その地位が不安定であり、 したがって彼らは一切の公的関係に入る 世俗社会の中にある宗教的な流浪の フランシスコ会はもともと法人格 しかも総会の規約す 当時の一般社会の 法的にみて極めて けれどもフ 世

である聖フランシスの後継者にすぎないことに思いを致すべきであろう。 外に強力にみえる総会長の権限も、 て、その法的不備は、彼らの法的知識の欠除の結果というよりはむしろ、意図的な作為であるといってよかろう。 および「第二会則」の中に福音的勧告に混じって散見する役職や総会に関する極めて心許無い規定なのである。したがっ その権源が公的性格を欠いていること、また総会長自身が自発的な社会からの離脱者 また法

Ì

- 四一巻一号。六五―八六頁参照。(1) 拙稿。「初期フランシスコ会の形態に関する一考察」史学
- (<) K. Eßer und L. Hardick, Die Schriften des hl. Franziskus von Assisi, Werl i. Westfalen, 1951, S. 2-3.
- (Φ) Testamentum, c.4. in: H. Böhmer, Analekten zur Geschichte des hl. Franciscus von Assisi, Tübingen, 1961, 3 Auflage, S.25.
- (~) Thomas de Celaon, Vita prima, n.32. in: Analecta Franciscana, t.X. Ad Claras Aquas, 1926, p.25.
- (ω) L. Lemmens, Testimonia minora saeculi XIII de S. Francesco Assisiensi, Ad Claras Aquas, 1926, p. 29.

 $\widehat{\mathbf{6}}$

Ibid., p. 80.

- (~) L. Hardick, Nach Deutschland und England—Die Chroniken der Minderbrüder Jordanus von Giano und Thomas von Eccleston—, Werl i. Westfalen, 1957, S. 51.
- 初期フランシスコ会の教団組織について

H. Felder, Die Ideale des hl. Franziskus von As-

sisi, Paderborn, 1951, 6 Auflage, S. 358.

- (5) K. Eßer und L. Hardick, Ibid., S. 6.
- (12) Testamentum, c. 12, S. 27
- (11) Ibid.
- (A) K. Eßer, Das Testament des hl. Franziskus von Assisi, Münster i. Westfalen, 1944, S. 107-115.
- (3) K. Eßer und L. Hardick, Ibid., S.6
- (4) Ibid., S. 24.
- (년) Epistola ad quendam ministrum; in Böhmer, lbid. S.19.
- させたという証言がある。 たのに対し、厳格派の兄弟たちが働きかけて一切の所有を禁じたのに対し、厳格派の兄弟たちが働きかけて一切の所有を禁じンシスは木と泥土の住居と貧弱な教会堂の所有を認めようとしていては、レオの Intentio regulae の中に、はじめ聖フラ(16) K. Eßer, Das Testament, S. 68-70. 「貴言の書」七章
- た時、および原初の会則の認可を受けにローマへ赴いた時、ア(17) 聖フランシスは、父から勘当され清貧の道への決心を固め

二八五) 三三

- シジの司教 Guido から助言をえている。Celano, Vita prima, n.15. p.14; n.32. p.26.
- major, c.12. n.2. in: Analecta Franciscana t.X. p.611. きではないかという疑惑にとらわれた時、クララとシルヴェスきではないかという疑惑にとらわれた時、クララとシルヴェス18) 聖フランシスは、純粋な観想者となって使徒職を抛棄すべ18)
- (9) Regula prima, Prologus, in: Böhmer, Ibid., S.1.
- (%) Ibid., c. 18. S. 12.
- (인) Regula bullata, c.8. in: Böhmer, Ibid., p.22.
- (A) Epistola ad capitulum generale, Prologus; c.5-6. in: Böhmer, Ibid., S.38; S.41.
- (23) Testamentum, c. 12. S. 12-13.
- 전) Regula prima, Prologus, S.1; Regula bullata, c.1.
- (년) Regula bullata, c.8. S.22.
- (26) Ibid., S. 22-23.
- (2) Regula prima c.18. S.12; Regula bullata, c.8. S.22
- (%) Regula prima, c. 17. S. 11.
- Regula bullata, c.9. S.23.
- (3) Regula prima, c.5. S.4.
- (전) Testamentum, c.9. S.26.
- 3) Regula prima, c.17. S.11.

- (3) Ibid., c.5. S.4; Regula bullata, c.10. S.23.
- (성) Regula prima, c.4. S.3.
- (등) Regula bullata, c.2. S.20; c.7-8. S.22; c.12, S.24
- (%) Regula prima, c.17. S.11.
- (%) L. Hardick, Ibid., S. 90-91.
- (%) Regula prima, c.4. S.3.
- (第) Ibid., c.4. S.3: c.6. S.5; Regullata c.4. S.21;c:10 S.23.
- (4) Regula bullata, c.4. S.23.
- (4) De religiosa habitatione in eremo, in: Böhmer, Ibid., S.46.
- (2) Regula prima, c.5. S.3-4; Regula bullata, c.7. S
- 22; Epistola ad quendam ministrum, S.19.
- (4) Regula prima, c.5. S.4; Testamentum, c.10. S.26.
- (4) Regula prima, c.4. S.3; Regula bullata, c.10. S.23
- (45) Regula prima, c.5. S.4.
- (4) Ibid., c.2. S.1-2; Regula bullata, c.2. S.20.
- (4) Regula bullata, c.2. S.2. S.20.
- (%) Regula prima, c. 17, S. 11.
- (4) Regula bullata, c.9. S.23.
- (S) Ibid., c. 12. S. 24.
- 5) Ibid., c. 8. S. 23.
-) Regula prima, c.18. S.12; Regula bullata, c.8. S.

22-23; Epistola ad quendam ministrum, S.20

- (诏) Regula bullata, c.8. S.22-23.
- (云) Ibid., c. 12. S. 24.
- (5) Ibid., c.7. S.22.
- (3) Epistola ad quendam ministrum, S. 20.
- (5) Regula bullata, c.4. S.21.
- (%) De religiosa habitatione in eremo, Ibid.
- (13) Epistola ad quendam ministrum, S. 20.
- (8) Regula bullata, c.8. S.22-23.
- (6) Testamentum, c. 12. S. 26; Epistola ad capitulum generale, Prologus, S. 38; c. 6. S. 41.
- (62) Regula bullata, c.8. S.23. これは管区長、属管区長がを自分たちのクストスに選ぶ」(in nomine Domini alium sibi eligere in custodem) べし、という箇所である。
- (3) L. Hardick, Ibid., S. 67-68.
- (3) Testamentum c. 10. S. 26.
- (6) Epistola ad capitulum generale, c.6. S.41.
- (6) Epistola ad quendam ministrum, S. 19-20.
- (67) Testamentum, c.9. S.26.
- (器) ドッココ会憲とついては、H. Denifle, Die Constitutionen des Prediger-Ordens vom J. 1228, in: Archiv für Literatur-und Kirchengeschichte I. Berlin, 1885, S. 165-

69) 一二一七年から一二二一年まで 総会 長 で あった Petrus会・托鉢修道会」のドミニコ会の部分(八四─九○頁)を参照。(中央出版社)、五七─九一頁所収の拙稿「修道会改革──シトーについては S.212-222. なお「ヨーロッパ・キリスト教史3」227. に原典(S.193-227)が収録されている。特に会の制度面

(9) 一二一七年から一二二一年まで総会長であった Petrus Cathanii は入会前、法律学者であった。Vgl. Johannes Jörgensen, Der hl. Franz von Assisi, München 1952, S. 370, Anmerkungen 4; S. 393. Anmerkungen 156. 一二一年から一二二七年まで総会長であった Elias de Cortona は入会前、ボローニヤで公証人をしていた。Cf. R. B. Brooke, Early Fanciscan Government from Elias to Bonaventure, Cambridge, 1959, p. 51.

聖フランシスの在世時から重きをなし、一二二七年から一二型に対するのでである。 Cf. R.B. Brooke, Ibid., p.125.

- を用いている。 心と同様に Dominus dedit michi de fratribus という表現のと同様に Dominus dedit michi de fratribus という表現
- (石) Vita prima, n. 21-26, p. 143-146; n. 29-31, p. 148-150.
- (?) "per caritatem spiritus voluntarie serviant et obe diant in vicem." Regula prima c.5. S.4.
- (?) "...nullus in vita ista vocetur prior, sed generaliter

- omnes vocentur fratres minores." Ibid., c.6.S.5.
- (2) De religiosa habitatione in eremo, Ibid.
- (75) Thomas de Celano, Vita secunda, n.32. in: Analecta Franciscana t.X, p.150. なお「第一会則」九章では、「各人は母がその息子を愛し養う如く自らの兄弟を愛し養うべきである」(Et quilibet diligat et nutriat fratrem suum, sicut mater diligit et nutrit filium suum, 一)といわれている。Regula Prima, c.9. S.7.
- (%) S.P. Benedicti Regula cum commentariis, c.2. in: Migne, Patrologia Latina 66, col.263-266.
- (7) 会が数々の特権を賦与された後、すなわち一二六九年に書かれたボナヴェントゥーラの Apologia pauperum において(S. Bonaventura, Opera Omnia, Ad Claras Aquas 1882-1902, t. VIII, p. 312b) すら、フランシスコ会士が、法的権利の所有者となりうざ他のキリスト教徒と区別され、教皇の幼児で家つきの子の如き(tam quam parvuli et filiifamilias)といわれていることに注目すべきである。まして聖フランシスといわれていることに注目すべきである。まして聖フランシスといわれていることに注目すべきである。まして聖フランシスといわれていることに注目すべきである。まして聖フランシスといわれていることに注目すべきである。まして聖フランシスといわれていることに注目すべきである。まして聖フランシスはおり、すなわち一二六九年に書いて、教皇から一切の権利の賦与を求めてはならぬと厳命しているのである。
- られる。 (78) この傾向は、特に Regula prima cc.1,2,3,4,9,15.にみ
- (P) Regula prima, c. 13, S, 9,

- (級) Father Cuthbert, The Romanticism of S. Francis of Assisi, London, 1924. p. 132-133. の敍述はこの点を示唆するといえよう。
- (8) ベネディクト会則では、八章から二〇章までが共同の祈りの規定である(Benedicti Regula, Ibid. cl.409-cl.480)が、の規定である(Benedicti Regula, では第三章(Regula prima, c. 3. S.2-3)のみ、同「第二会則」でも第三章(Regula bullata, c.3. S.21)のみである。
- (%) Regula prima, prologus. S.1; Regula bullata, c.1. S.20.
- (3) Epistola ad fratrem Leonem. in; Böhmer Ibid., S. 46.
- (史学四五巻三号)参照。(8) 拙稿「アシジのフランシスの清貧理念と社会環境の関係
- (☆) A. Borst, Die Katharer, Stuttgart, 1953. S. 202-212.
- (%) Benedicti Regula., Ibid., c.2 cl.263-264; c.59. cl.839
- (%) H. Roggen, Die Lebensform des hl. Franziskus von Assisi in ihrem Verhältnis zur feudalen und bürgerlichen Gesellschaft Italiens, Werl i. Westfalen, 1965, S.

cunda, n.190, in: Ibid., p.239. によれば、貧農の出で、入会

の牛を彼の家族に返したという。たなかった。しかし聖フランシスは、彼の家の窮状をみて、そ時の財産処分に際しただ一頭の牛しか貧者に施すべきものをも

- (\infty) Regula prima, c. 7. S. 5.
- (\mathref{m}) Ibid., c.2. S.1.
- (%) Ibid., c.7. S.5.
- (51) Regula bullata, c.5. S.21-22.
- ている。 Vita prima, n.16. p.15. この修道院であると推定されたベネディクト会のS. Verecundi 修道院であると推定されたベネディクト会のS. Verecundi 修道院は、Gubbio の南方
- (3) Vita secunda, n.75. p.176.
- Regula prima, n.7. S.5.
- (5) Testamentum c.5. S.25.